

ところが[]は「見ていなければ出さないでいいのか？」と述べて、デイリーに担当患者に関する記載がないことを叱責した。亡輝民は、受診がなかったときもデイリーを記載する必要があると思っておらず答えに窮していたところ、[]は「無視するのか！」と更に詰問を始めた。

亡輝民は、どうしてよいのか分からず、謝罪をしたが、[]はこれを聞き入れず強い調子で「帰れ」と述べたことから、午前8時前頃に亡輝民はやむを得ず辻クリニックを出て近畿リハ学院に電話し、[]の指示に従って同学院に行った。[]は、亡輝民に何かあったのか報告書を作成するように指示し、亡輝民が作成したのが「顛末書」(甲6)である。

亡輝民は、同日、近畿リハ学院へ行き、同所から原告に対し、辻クリニックを出て近畿リハ学院に行っていることについて「実習先には行っていないけれど、学校に行っているから心配しないで」と電話で伝えた。

また、亡輝民は、「バイザーのペースにはまりたくないから、一旦学校に戻って担任の先生に相談した。」「[]の声が小さくて何を言っているのか全く聞こえず、何度も聞き返すことがあり恐縮してしまっている。」と原告に述べた。

亡輝民は、帰宅後、非常に意気消沈した様子であった。

(カ) 平成25年11月25日の出来事(初期症例発表の延期)

同日、亡輝民の担当患者に関する初期症例発表が予定されていたが、[]が問題点抽出が不十分であると判断したことから、同月29日に延期された。

亡輝民は、担当患者について今後同患者が何を目標としているのかを掴めず、どのような治療方針を立てるべきか悩んでいることを辻クリニックに就職した理学療法士である元同級生に相談した(甲5・15頁)。

(キ) 平成25年11月27日の出来事 ()からの理不尽な叱責)

同日、亡輝民は担当患者の6分間歩行検査を実施するために辻クリニック前の直線道路を担当患者と歩いた。同患者は、検査開始の10分後頃に辻クリニックの隣にある接骨院で診療の予約をしていたが、亡輝民にはその旨が伝えられておらず、知らなかった。

結局、亡輝民と担当患者が辻クリニックに戻ったのは検査開始から15分程度経ってからであった。

()は、「何してたんや?みんな探してたんやで。」と亡輝民を叱責し、「接骨院のスタッフも探し回ってくれてたから、一言謝るとき。」と述べた。

亡輝民からすると、10分後に接骨院の診療があることは知らなかった訳であるが、きちんと接骨院に行って謝罪した。

(ク) 平成25年11月28日の出来事 (初期症例発表の前日)

同日、亡輝民は午後3時30分頃帰宅したが、疲れたと言って布団に横になった。亡輝民は普段は帰宅後すぐに勉強を開始していたため、当時、亡輝民が翌日29日に初期症例発表を控えているとは知らなかったが、体を縮めてうつぶせになり布団を頭から被っていて、泣いているように見えたので、実習が相当辛いのだろうと感じた。

亡輝民は、同日、午後8時頃起きて勉強を開始し、翌日午前4時頃まで課題に取り組んでいた。

(ケ) 平成25年11月29日の出来事 (失踪)

同日は、初期症例発表が午後の診療後に予定された日であった。

亡輝民は、いつも通り午前6時30分に自宅を出たが、その間、何も話さず、落ち込んだ様子であった。

辻クリニックにおいて、亡輝民は、()から発表の準備が出来たかと尋ねられ、出来たと答えた。ところが、「発表のレジюме資料

は持参したが、パソコンとレジユメのデータを忘れた」と [REDACTED] に伝えた。そして、亡輝民は、「家に取りに帰る」と [REDACTED] に述べたが、[REDACTED] は午後1時から午後4時までの待機時間に取りに戻らせることとし、午前中はレジユメを見直すよう指示した。

その結果、亡輝民は、[REDACTED] からいくつかの修正を指示された。

その後、待機時間になったことから、亡輝民は「パソコンとデータを取りに自宅に戻る」と述べて、結局自宅に戻らず連絡を絶った。

原告には、午後5時頃、[REDACTED] から電話があり亡輝民が行方不明となっていることが知らされた。原告は、亡輝民に何度も連絡を試みたがかなわなかった。原告は、[REDACTED] 教員とのやり取りの中で [REDACTED] に対し、辻クリニックにおいて亡輝民がパワハラみたいな行為を受けていたと述べたところ、[REDACTED] は「そうですね。それでも何とか頑張って何もしなくてもいいから居るだけは居ないと。そうしたら卒業できますから。」と述べ、辻クリニックが実習先としてハラスメント体質のところであることを認識していたことが分かる発言をした。

(コ) 平成25年11月30日（亡輝民の自殺が判明したこと）

亡輝民は、同日、神戸市須磨区にある須磨浦公園内にて縊死した状態で発見された。死亡診断書（甲7）によると、亡輝民の死亡推定時刻は、平成25年11月30日「午後1時頃」と推定されているが、原告は同日午前中に警察から亡輝民が死亡していることを知らされ、午後12時過ぎ頃に遺体と対面しているため、「午後1時頃」ではなく「午前1時頃」の誤記と思われる。

死後、亡輝民が自殺前に JR 大阪駅のコインロッカーに預けていた荷物の中にパソコンがあり、初期症例発表用のデータも入っていたことが判明した。つまり、前日の初期症例発表日において、亡輝民は朝からパソコンと初期症例発表のためのデータを辻クリニックに持参していたに

も拘わらず、XXXXXXXXXXに対し持参していないと述べていたものである。

(サ) 遺書の内容

また、亡輝民の遺書（甲9）があり、以下の記載があった（下線は原告代理人らによる。）。

「何から書いたらいいのかな。

一年前のあの時、やらなかった事。結局一年前と同じところに戻ってきた。一年間ずっと忘れられなかった。

周囲に助けられて生きてきたけど、最後はやっぱりこうなると思っていた。本当にもう無理。

情けない自分とこれ以上向き合えません。

もう終わらせたい。本当に自分勝手ですいません。」

遺書の「一年前のあの時」というのは、平成24年の実習に途中で行けなくなり、留年したことを指す。このように、亡輝民は平成24年の実習を最後まで終えられなかったことを「一年間ずっと忘れられ」ず、常に精神的負担となっていた。また、1年前と同じように実習を途中で終えないよう努力し、原告ら周囲の支えがあったものの、辻クリニックでの実習を継続することが「もう無理」である程、追い詰められて自殺に至ったことが当該遺書からも明らかである。

第4 亡輝民の精神疾患の発症

1 亡輝民の様子

(1) 亡輝民は、平成26年11月5日に辻クリニックでの実習が開始されてから、帰宅後も普段以上に口数が少なくなり同月13日に帰宅後は全く話をせず、原告が同人に話かけても返答さえしなかった。

同月16日ごろには、原告の姉が亡輝民が非常に痩せていると心配したため原告が昼食をきちんと取っているのか確認すると亡輝民はコンビニのおにぎり1個程度しか食べられていないと返答した。そのため、原告は次の週からおかずを用意して亡輝民に持って行かせるようにした。

また、このころ亡輝民が背中痛みを訴えたため、原告が指圧をしたり灸を試したりした。この痛みは、うつ病に伴う身体症状の現れと推測される。

(2) 11月28日には、亡輝民が午後3時半ぐらいに帰宅をしたが、普段なら帰宅後すぐに勉強を開始するのが、この日は疲れているとって午後4時から、夕食後午後7時から2度も布団に入って横になった。亡輝民は、心身共に疲れており、布団を頭からかぶって体が震えているような様子であった。

この日も帰宅後、亡輝民は話をせず夕食時に、原告が話かけても返答がなかった。

(3) 亡輝民は28日午後8時から勉強を開始して翌29日午前4時ごろまで課題に取り組んでいたようであったが、そのまま寝ることなく午前6時半ごろ自宅を出るまで何も話さず相当な抑うつ状態であった。

そして、亡輝民は、原告と言葉を交わすこともなく逃げるようにして自宅を出て辻クリニックへと向かった。

2 以上のように、亡輝民は死亡する11月29日までに、抑うつ状態、食欲不振、不眠等の症状が出ており、死亡する直前にはうつ病に罹患していたと推測される。

第5 被告らの責任

1 被告医療法人高寿会

(1) 専門学校の経営主体は、在学契約に基づき、預かった学生の学校生活上の安全に配慮して、学生が無事に学校生活を送ることができるよう教育・指導

すべき立場にあるから、信義則上、在学契約に付随して、学生の生命・身体に対する安全配慮義務を負う。

- (2) この点、亡輝民は平成24年の3年時の実習において実習中の負荷から心理的健忘のため失踪したことを近畿リハ学院の学院長及び当時の担任が知っており、辻クリニックでの実習開始前には[]が[]にこの事実を伝え、亡輝民の実習に際し注意を促す連絡を入れている。

また、既述のとおり平成25年11月14日、亡輝民が[]にメールにて[]とのやりとり、その前日に実習中に帰らされかけ、「予想通りプレッシャーの強い環境」であると具体的に指摘をして、亡輝民が実習において強い心理的負荷を受けていることを相談するメールを送っている。

しかし、それに対して何らの具体的な対処もなされない中で、初期症例発表の延期及び[]からの理不尽な叱責等を受け、その結果、亡輝民が失踪の上、縊死するという結果が生じており、被告高寿会には安全配慮義務違反（民法415条）が認められる。

- (3) なお、近畿リハ学院では平成20年9月に実習中に自死した生徒がおり、その件で生徒の遺族から被告医療法人高寿会に対し、安全配慮義務違反による損害賠償請求の訴訟が提起されており、同被告は実習中の心理的負荷が一因となって生徒が死亡することがあることを経験していた（甲11・新聞記事）。

2 被告医療法人一裕会

既述のような[]の亡輝民への行為は指導の域を超え、亡輝民に対する嫌がらせ・パワーハラスメントに該たり、不法行為に該当する。

そして、[]の使用者である被告医療法人一裕会は民法715条に基づき使用者責任を負う。